

すべての労働者が(パート、派遣でも)産休を取得できます
また、パート・契約社員など契約期間に定めのある方も
次の要件を満たせば育児休業を取得できます

要件

子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなるのが明らかですか？

明らかでない・未定

明らか

育児の対象となりません

育児休業を取得できます

※ただし、労使協定の締結により入社1年未満の労働者は除外されることがあります

妊娠・出産、育児等に関するハラスメントの例

例えばこんなことを理由として

- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診に行くため仕事を休んだ
- 産休、育児の取得を上司に相談した
- 子どもが病気になり、看護休暇を取った など

こんな行為がハラスメントです

- 解雇を示唆するようなことを言われた
- 仕事をとり上げられ、雑用をさせられた
- 同僚から繰り返し「この時期に妊娠すべきではなかった」と言われた など

相談窓口はこちら

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
TEL.011-709-2715(直通)

働きながらママ・パパになるあなたへ
職場でつらい思い、していませんか？

上司から
「男のくせに育休を
取るなんてあり得ない」
と言われ取得を
あきらめた

妊娠を報告したら
「退職してもらおう」
と言われた



繰り返し同僚から
「育休を取らないで」
と言われた

1年契約で
更新されてきたが
妊娠を伝えたら
「次の契約更新はしない」
と言われた

妊娠・出産、産休、育児休業等を契機とする退職の強要などの
不利益取扱いや上司や同僚からの
ハラスメント、いわゆるマタハラ(裏面参照)でお困りの方は、
北海道労働局雇用環境・均等部指導課
(☎011-709-2715)へご相談ください

例えばこんなことを契機として

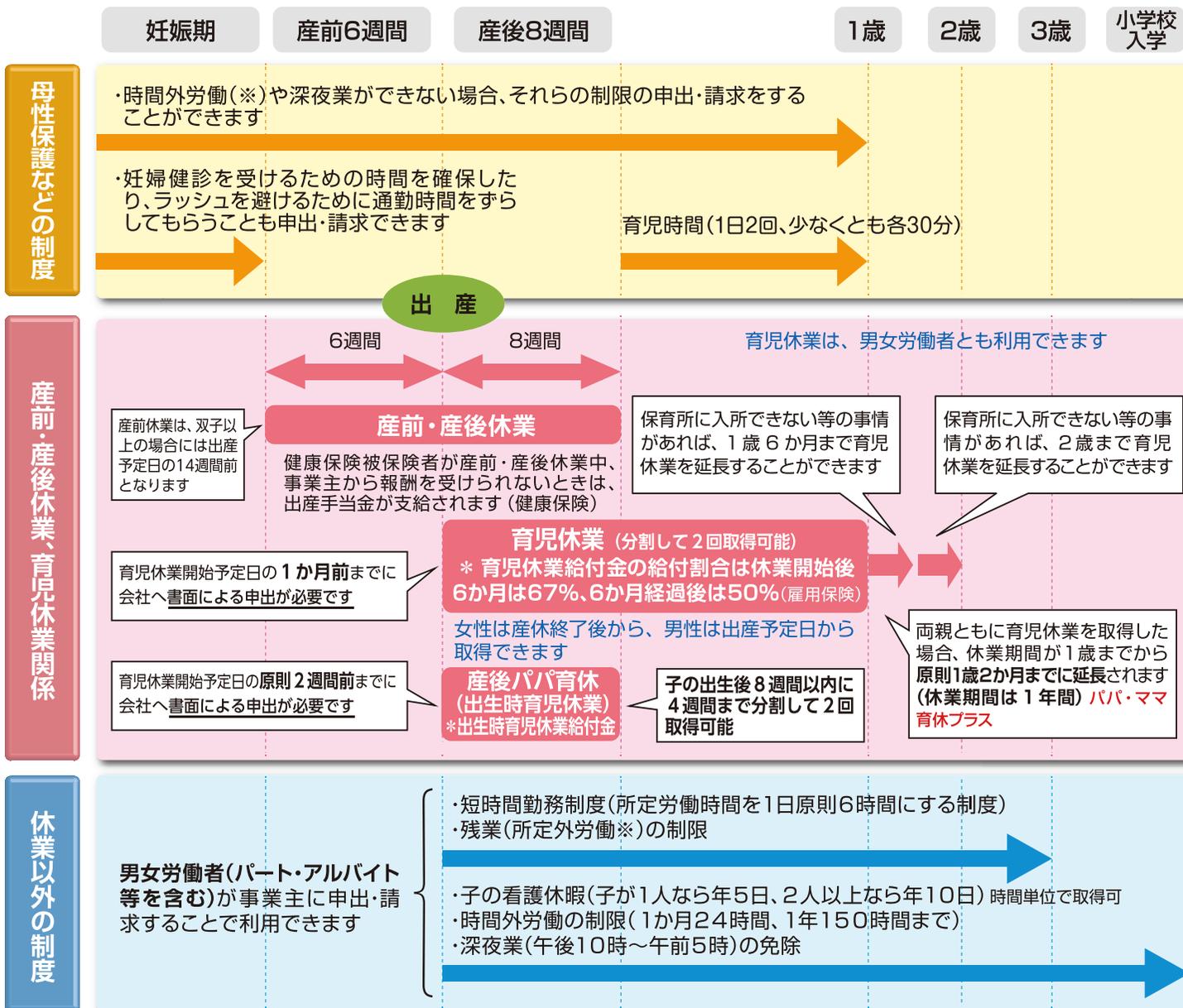
- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前・産後休業、育児休業をとった
- 短時間勤務をとった
- 子どもが病気になり、看護休暇をとった
- 育児のために残業や夜勤の免除を申し出た など

こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 退職を強要された
- 契約更新がされなかった
- 正社員からパートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえない様な配置転換をされた など

妊娠・出産・育児をしながら働くママ・パパのための制度はたくさんあります！

妊娠・産休・育休・復職のワンポイントアドバイス



- ① 出産予定日や休業の予定を早めに申し出ましょう。**
業務の引継や休業中の人員配置など、職場では様々な対応が必要になるので、出産予定日や休業の予定を早めに会社に報告しましょう。
- ② 妊婦健診は必ず受けましょう。妊婦健診で主治医から働き方について、「休憩が必要」「入院が必要」などの指導を受けた場合は、指導内容を会社に申し出てください。**
医師等からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」(ほとんどの母子手帳に様式が記載されています)を記入してもらってください。
- ③ 休業中に復職に向けた準備をしましょう。**
復職後に勤務時間や残業など、これまでと同じ働き方ができない場合は、**短時間勤務**や**所定外労働の制限**等の制度を利用することもできます。**短時間勤務**を取得することで、身分変更をする(正社員からパートに変わる)必要はありません。
復職後の保育サービスや家庭内での育児分担を踏まえ、復職後の働き方を早めに会社と相談しましょう。
また、保育所に入所できない等の理由で、**育児休業期間を延長**する場合は、**2週間前までに**事業主に申し出ましょう。
各種制度について利用できないと言われた場合は、**北海道労働局雇用環境・均等部指導課**にご相談ください。

※時間外労働:労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働
 残業(所定外労働):会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働
 *育児休業給付金(出生時育児休業給付金を含む)については、ハローワークにお問い合わせください。